高原町史料集

狭野神社文書(

令和六年五月

高原町教育委員会宮崎県西諸県郡

町制施行五〇周年を記念して昭和五九 本町では、 これまで神武天皇東遷二六〇〇年大祭及び町制施行を記念して昭和九 (一九八四) 年に作成された『高原町史』を、 (一九三四) 年に作成された『高原郷土史』、 それぞれ刊行して参りました。

本来であれば、 調査に要した史料を「史料編」等の体裁で刊行すべきところでしたが、残念ながら現在に至るまで刊行されない

ままでございます。

する史料は、 そのような中、平成十年度より開始した町内の民俗芸能の調査により、町内の古文書を調査する機会に恵まれ、うち神楽等に関 『高原町文化財調査報告書第七集 高原町祓川· 狭野の神舞 (神事) 』に掲載することができました。

入ってから複数の古文書等の史料が教育委員会に寄贈されました。今後もこのような寄贈は増加することでしょう。 近年、 少子高齢化等の影響か、それまで個人宅で保管していた古文書等の文化財について、個人での保存が困難になり、 令和に

い神社です。 上げます。 して、近世高原郷の記録を中心に永濱家文書を取り上げました。続く第二集として、 これを機に古文書等の調査にも重点を置くべきとの考えから、今回のような史料集の刊行に至りました。 狭野神社は神武天皇生誕地と言われている狭野地区に古くからある神社で、 町内狭野地区にある「狭野神社文書」 現在は宮崎神宮別宮となっている、 昨年十二月に第 を取 格式高 集と

今回は、 狭野神社に所蔵されている古文書のうち、 由緒等に関する文書を中心に掲載しております。

います。 この史料集については、 今後も刊行していく予定でございます。これらの史料集が高原町の歴史を知る一 助になれば幸いでござ

令和六年五月

高原町教育委員会 教育長 西田 次良

凡 例

本書は、 『高原町史料集 〈狭野神社文書(一)〉』である。

収録した史料は、 町内にある狭野神社文書のうち、 神社等の由緒に関する文書七点を掲載している。

本書収録の史料については、 平成二三年三月に狭野神社の許可を得て写真撮影を実施したものを利用し、 令和五年度に翻刻作

業を実施した。

教 育 長

教育総務課長

西田 次良

中別府 和也 (~令和五年度)

博幸 (令和六年度~)

田中

文化財係長 大學 康宏 (撮影・翻刻・本書執筆担当)

本文は上下二段に分け、下段に原文を記載し、 注釈等を上段に記載している。

翻刻については、撮影写真に基づき実施した。 その際、 段落や改行等の書式をはじめ、 文字についても異体字等極力原文通り

そのまま使用している。

五.

兀

また、特殊文字等についても左記の通り原文通り使用している。

「ゟ(より)」「メ(して)」「~~(々々)」「ヿ(事)」「灹(とも)」「ゝ・ヽ・と(々)」

なお、ページの分かれ目は点線で表現している。

六 翻刻にあたって文字の不明確な部分及び原文で不鮮明な字については「□」とし、 右側に推測を注記した。

原文には抹消線を記載している箇所がいくつかあるが、その部分は文字の上に線を引いて表現している。

| 参考文章 | 判読 | 『 狭 | 『 日 | 『御 | 「霧 | 日 | 『霧 | 『高 | 解 | 目 | 凡 | 序 |
|--|--|--|--|--|---|--|--|---|--|---|---|---|
| 文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 不能文字一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 『野権現由緒・神徳院由緒・末寺三ヶ寺由緒』(万延元・一八六○) ・・・・・・・・ | 日本最初霧島山狭野六社大権現御神名附由緒帳』(文化八・一八一一) ・・・・・・・ | 「寄進物并由緒品物帳』(安永八・一七七九) ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 霧島六所大権現東御在所』(享保一四以降・一七二九)(・・・・・・・・・・・・・・・ | 州高原狭野権現社附神徳院由緒帳』(寛保二・一七四二)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 『霧嶋山縁起續禄艸案』(享保二〇頃・一七三五) ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 原宗廟狹野大権現來由』(寛文一二・一六七二)(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 次 | 例 | |
| | | | | | | | | | | | | |

目

次

解題

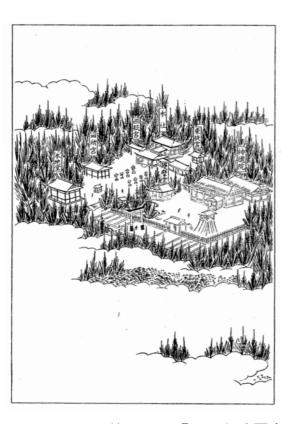
一はじめに

等に べたものである。 今回掲載したの も利用されている。 は、 これらの文書群については、 狭野神社に所蔵されてい ただ、これまでその一 る 宮崎県史編纂をはじめとする史料調査で度々調査が行われ、 部が公開される事はあっても、 「狭野神社文書」 のうち、 狭野神社及びその境内にあった神徳院 今 回 のように網羅的 に公開するのは初めてである。 その 部は 0 由来について述 『神道体系』

一 狭野神社及び神徳院について

途不明 孝昭 開耶 媛は脇宮に祀られ、 部材に施され 神宮改築に伴い 戻った。 狭野神社を指す場合は、 天文年間に、 の社 次野神社! 天皇の代。 姫 命 \hat{O} 一殿につい 慶応四 部 彦火火出見命・ は、 材も見られ、 時の住持及び社人が勅詔院から宝物等を持ち出し、 た彫刻等から、 文暦元 てはどのような姿であったの 高原町大字蒲牟田、 旧社殿の寄進を受け、 八六八) その二神を除く陰陽六神が主祭神となっており、 以下「狭野社」 社殿がどのような建築であったか 豊玉 年、 現在の社殿には見られ 姬 別当寺の神徳院が廃寺になった事により、 命・ 年の 高千 翌年に竣工した。これが現在見る社殿で、 鸕鷀草葺不合尊· とし、 御鉢噴火により現在の都城市 穂峰 か不明だが、 Ò 現在の狭野神社と区別する)。 東麓 ない 0 狭野地区に鎮座する神社である。 龍 玉依姫命の陰陽八神。 令和五年に狭野神社の倉庫から旧社殿の一部と思われる部材が発見され は不明である。 柱をはじめ、 高原麓の鎮守社に移転、 高崎町 明治時代以後に祭神が変化している事がわか 木鼻や脇障子の 狭野神社と名を改めた。 にある東霧島神社の別当寺勅詔院に移転 ただ、 現在の祭神は神武天皇・吾平津媛命・瓊瓊杵尊 現在は宮崎神宮別宮という位置付けにある。 『三国名勝圖會』 旧名狭野大権現社、 慶長十五 部 と判明した。 (一六一() 明治三九 等で ただ、 は、 通称狭野宮 他では見ら 年に元の狭野 神武天皇及び吾平 九〇六) る。 した。 創建は第五 江 年、 れない その後、 戸 詩 0 宮崎 地に 木花 代 用 0

別





たため、

にあった南泉院が再興される前の大願寺の時代、

石八斗六升七合七勺一才、

旧薩摩藩内の日向国内寺院の中では破格

によると、「日州天台宗

石高である。

ちなみに、『三国名勝圖會

巻之四』

には、

鶴丸城下

無住期間が長か

とある。

開

Ш

は宥淳とされる。

以降は狭野社と同じ歴史を辿る。

『薩藩政

一寺」という位置付けで、

寺高は

六四

第一図 『三国名勝圖會』に記された狭野権現社

高

位置付けであった事がわかる。

時代初期から半ばにかけて、

薩摩藩における天台宗寺院として格式

樹院住持を兼帯するなど、

江戸

画に庵を結んだり、

神徳院住持の圓清が南泉院支坊の観

神徳院住持の萬嶺が隠居後に南泉院の一

祭祀の時は福昌寺と共に神徳院の僧侶が務めた、

光院」 脇坊扱い)。その他 思われ、 不 内寺」「西雲寺」はどちらも大隅国にあるとしているが、 郷内の花堂にあった寺院、「宝光院」 寛文九(一六三三) 宝光院」 明である。 末寺については、 「山内寺」「西雲寺」 その後の調 『薩藩政要録』 「極楽寺」にまとまったようである ただ、「山内寺」 年の寺社奉行からの調査に対して、「坂本寺」「宝 査により否定されており、 狭野神社文書 鹿児島の磯にあった龍洞院で再建された には神徳院が山内寺を末寺であると主張した の名を出している。「坂本寺」 は薩摩国出 公私留 は隣の小林郷にあった寺院、 [水郡野] 帳簿 (「威徳院」 最終的には 田 郷にある山内寺と によると、 は同じ高 その場 については 「坂本寺」 所 、 山 は

寺」や、 鹿 屋 0 花岡 に移っ た 「真如 院」、 蒲生に移転した 「神護院」、 伊集院に移転した 「来迎院」 等も、 カュ つての 神徳院

5 寛文一二年奥書であるのも、 ている。こういった背景から、 取りや文書等による確かな由来」 永寺の直末となった(『薩藩政要録』 たりしたようで、 述のように高 詔院に移転して い格式を有していたもの 由来等はかなり曖昧なものになり、 いた時 こういった事情があったからではないだろうか。 掲載したような由来や縁起等が作られ始めたと考えられる。 の歴史」 「何の神を以て霧島六所権現とするのか」等についての質問が寄せられ、 では、 「勅詔院から分かれて高原に移った理由」「宝物や文書の由来等」 0 寛永寺円頓院末寺となっている)。また、寛文一二(一六七二) 寛文年間、 本寺も定かでない状況であったが、 特に寛永寺で修行していた憲純が 狭野神社文書の中で最も古い 神徳院住持になる頃 寛文五年 (一六六五) 早々に回答を求められ 「寺号等の古 年、 は 藩の寺社 頃に 無 住 老の 由 \mathcal{O} 来書が 奉行 叡 期 聴き 間 Щ カン 寬 が

では、 度を残すの の狭野権現社を偲ぶ遺物として知られている。 の事で、 が石製仁王像で、 は Щ 『高原所系図壱冊』によると、慶応四(一八六八)年閏四月、 中に 山中 現在も参道傍に安置されている。 廃 みで \mathcal{O} 溝に廃棄されて以後、 ある。 神徳院の 享 保 巻 由 の建 所収の 九 来については、 物は神主館に転用されたようである。このため、 (一七三四) 「大隅国肝 大豆の不作が続い 年、 島 また、 津義弘 属郡其他 住持の圓清により作られたが、 戦前には参道沿いに林立していたが、 現在の狭野神社参道沿いにある「狭野の杉並木」(国指定天然記念物)も、 \mathcal{O} 朝鮮出 日 州諸縣郡諸郷御巡見 たため、 兵からの 住持は末寺の宝光院に移転、 「大豆の神 凱旋記念として植えられたと言われてい 様」として溝 ノ事実」 廃寺の際に前 狭野社及び神徳院を知る遺物は には次のようにある。 戦後の災害等で倒木が続き、 から引き上げて再び 述の通り山中に遺棄された。 寺内諸仏は焼却処分、 るが、 参道沿い 僅かである。 現在は 石製仁王 『鹿児島県史料 、に安置 地 その 元の伝 一〇本程 かつて したと 像 一対

鄞 ノ士一人二本ヲ植シメ玉ヒシト云フ、 神 社 社殿近傍 大杉ハ、 義弘公朝 鮮 如此 国 御 由 渡 I緒アル 海前、 力故 勝軍 御 祈願 公ハ特ニ御追懐 ノ為メ御手自ラ 挿 保護忽セニスへカラサ 植シ 玉 ヒ、 其 (他社道左右 ル旨特命セラレ ノ大杉モ、 ・タリ 時 随

いる事から、 を出立し、高原を訪れたのは翌月九日、その際、 これは、 「狭野神社社殿近傍ノ大杉」は、島津義弘が朝鮮に渡海する前、 薩摩藩、 杉を植えたのは文禄元 (一五九二) 主の島津斉彬が実施した領内巡見の記録で、 年頃と考えられる。 神徳院及び錫杖院に参詣している。 『高原所系図壱冊』によると、嘉永六年(一八五三)一一月に鹿児島 勝軍祈願のため自ら植えたものである、という由緒を伝えて 右の記述はその時の記録である。 それによる

明するのではないかと考える。 確認されている等、一括して狭野神社に保管されていないのもある。今後、 挙げられるが、その他、 である。理由としては、 このように、今回取り上げた古文書以外では狭野社の全貌を知る事は非常に難しい。また、これらの古文書の残存状況も断片的 狭野神社文書に含まれる文書群が、かつて狭野社で役職を担っていた複数の社家に狭野神社関係の文書に 享保元年から翌年にかけての新燃岳噴火等により度々焼失している事や、廃寺による什物等の散逸 他の社家の文書を調査する事で、 より詳し い事情が判 等が

一 狭野神社文書について

理が行われ、 されている。 狭野神社文書は、これまで公的機関により数回調査されている。 その際、 その他、 その形の 四点確認されている。 まま現在も保管されている。 宮崎県史編纂作業においても調査されており その後、 宮崎県教育委員会が昭和五〇年度に実施した古文書所在確認調 一番古い (その際の目録なし)、その際文書の簡易分類や袋分け等の整 のは、 宮崎県立図書館が昭和三五年度に実施した調 査により一三点 查

その成果の一覧表は左記の通りである。

第一表 狭野神社文書目録(一)

| | | $\overline{}$ | 九 | 八 | 七 | 六 | 五 | 四 | 111 | <u> </u> | _ | 番号 |
|-----------------------|-------------|---------------|--------------------|------------|-----------|-----------|------------|------------|------------------|-------------------|----------------|-------|
| 一狭野権現由緒・神徳院由緒・末寺三ヶ寺由緒 | 霧島六社大権現東御在所 | 狭野権現御神体並什物帳 | 霧嶋狭野大権現御神名並由緒帳(模写) | 年誌帳 | 公私留帳 第一 | 御遷宮次第書留帳 | 霧島山縁起続禄艸案 | 御寄進物並由緒品物帳 | 日州高原狭野権現社附神徳院由緒帳 | 霧嶋狭野大権現御神名並由緒帳 謄本 | 霧嶋狭野大権現御神名並由緒帳 | 文書名 |
| 万延元(一八六〇) | 享保一四(一七二九)頃 | 文政五(一八二三) | 大正二(一九一三) | 元禄一一(一六九八) | 寛文六(一六六六) | 天明四(一七八四) | 享保一八(一七三三) | 天明五(一七八五) | 寛保二(一七四二) | 大正五(一九一六) | 文化八(二八一一) | 成立年 |
| | | 0 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | 昭三五調査 |
| 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | 昭五五調査 |
| 旧第一二号 | 旧第一一号 | 旧第一〇号 | 旧第九号 | 旧第八号 | 旧第七号 | 旧第六号 | 旧第五号 | 旧第四号 | 旧第二号 | 旧第二号 | 旧第一号 | 備考 |

第二表 狭野神社文書目録(二)

| 番号 | 文書名 | 成立年 | 昭三五調査 | 昭五五調査 | 備考 |
|----------|-------------------|-------------|-------|-------|-------|
| | 高原宗廟狭野大権現来由 | 寛文一二年(一六七二) | 0 | 0 | 旧第一三号 |
| 四四 | 高原宗廟狭野大権現来由 謄本 | 大正五(一九一六) | | | 旧第一四号 |
| 一五五. | 宇都権現造立記 | | 0 | 0 | 旧第一五号 |
| 一六 | 旧藩主参拝記 | | 0 | 0 | |
| 一七 | 年中御祭並御祈願方 | 寛文八(一六六八) | 0 | | |
| | | 慶長一七年(一六一二) | | | |
| 八 | 日向国三股院高原郷霧島社棟札写 | 寛永七(一六三〇) | 0 | 0 | |
| | | 明曆二(一六五六) | | | |
| 九 | 神社由緒調並ニ狭野神社次渡品改帳 | 明治一七年(一八八四) | | | |
| <u>-</u> | 薩藩名勝誌・地理参考・由緒取調草稿 | 明治二八年(一八九五) | | | |
| <u>-</u> | 明治二十九年古社寺調 | 明治二九年(一八九六) | | | |
| | 狭野神社境内編入願 | 明治三二年(一八九九) | | | |

第三表 狭野神社文書目録(三)

| 三四 | 1 [11] | 番号 |
|-------------|-------------------|-------|
| 什物帳 | 寶物登 | 文 |
| | 物登録臺帳 | 書 |
| | | 名 |
| | | |
| 昭 | 昭 | |
| 和 初 期 | 和四() | 成立 |
| カ | ~昭和一一(一九三六)(一九二九) | 年 |
| | | 昭三五調査 |
| | | 昭五五調査 |
| | | 備考 |
| | | . 7 |

てはほぼこの内容で確定していると考えて良い。 もちろん右表全てが狭野神社文書の全体ではないものの(明治時代以後の文書全てまでは網羅していないが)、明治時代以前に

成された『高原宗廟狭野権現来由』(一三)である。これは、前述の藩寺社奉行からの照会を受けての回答と思われ、神話に関する部分 は最低限記述するのみで、非常にシンプルにまとめられている。狭野社及び神徳院の歴史も江戸時代以前は「噴火により歴史が不明 ・島津家との緊密な関わり」を強調するように記載されており、以後この歴史観が受け継がれていく。 今回は、この狭野神社文書のうち、番号一・三・四・五・一一・一二・一三の七点を掲載している。最も古いのは、寛文一二年に作

作り上げている。この作者は不明であるが、多くの文献を読み解く等の博識ぶりがうかがえる。 くは翌年に完成したと思われる。内容の約半分を神話に割き、『日本書紀』や『先代旧事本紀大成経』等を駆使して壮大なストーリーを 次に最も記述分量が多いのは、『霧島山縁起続禄艸案』(五)である。明確な奥書がないものの、内容から享保二〇(一七三五)年もし

項や由緒ある什物等を追記するような形になっている。 ただ、ここまで壮大に執筆したのはこの文献だけで、以後の由来については、神話部分は寛文一二年本を基準とし、その後の歴史事

残っているものも含め)を見ていないのか、それとも意図的にその内容に沿わないようにしているのかは不明であるが、とにかく全て 方、異質なのは、万延元(一八六○)年作成の『狭野権現由緒・神徳院由緒・末寺三ヶ寺由緒』(一二)である。これまでの由緒

を不明で片付けようとするような書きぶりである。 由来と考えたの (もしくはそう思わせたいのか) 事がわかる。 ないという事はないものの、参考にした形跡が見られない。 かは不明だが、 少なくとも、この万延元年の時点で、 前半の神話部分はこれまでの由緒と同じである事から、これまでの由: あるいは、 かつて由緒に記されていた什物のほとんどが失われていた 「慥成」とあるように、これまでの由緒を 「不確かな」 緒を見て

さて、 これら由来で語ら れている内容については、 必ず次の内容が記載されている。

- 一) 開基性空上人
- (二) 文暦元年の噴火により勅詔院への退転及び狭野への回帰
- 二)宥淳法印と新納忠元との交流
- (四) 憲純法印による神徳院復興

これらの内容について、他の史料を交えて考察する。

一)開基性空上人

長保四 年過ごした後、 師より法華経を学び、一七歳で元服し母と共に日向国へ下向、二六歳の時に出家し霧島に籠もって(『扶桑略記』では三六歳)四 性空については、『今昔物語集』『扶桑略記』 (-001)筑前国の背振山 年、 『扶桑略記』では寛弘四 へ修行の場を移し、 『朝野群載』等に詳しい。 (一〇〇七) 年と違いがあるが、 播磨国の書写山で庵を結んだ、とある。 橘善根の子として、左手に針を握って産まれ、十歳で 寛弘四年が正しいと思われる。 没年については、 『今昔物語集』

(に関する社寺)」を整備したというのが一番大きな所である。霧島六所権現については、 性空の伝説については、 今回 [取り上げている狭野だけでなく、 霧島連山周辺で非常に多い。 『三国名勝圖會』には次のようにあ 中でも 「霧島六所 (社)

る。

 \bigcirc)西御 在 所霧島六所 権 現 (現在 1の霧島: 神宮・ 鹿児島県 霧 島 市 別当 華林寺

雛守六所権現 社 (現在 の夷守神社・宮崎県小 林市) 別当寺 宝光院

○霧島・ 山中 央六所権現社 (現在の 霧島岑神 社 右同 別当寺 瀬戸尾寺

○霧島・ 東御 在所両所権現社 (現在の霧島東神社・ 宮崎県高原 町 別当寺

)狭野 大権現社 (現在 \mathcal{O} 狭野神社 · 右

錫杖院

)東霧 島 権現社 (現在 \mathcal{O} 東霧島神 社 ・宮崎県 (都城市)

> 別当寺 神徳院

別当寺

勅詔院

※なお、 明治七 (一八七四) 年に霧島岑神社と夷守神社は合祀され、 夷守神社敷地に移転して新たに 「霧島岑神社」となって

島神社」という何らかの宗教施設が存在した事も判明している。また、 開基とする等、 『続日本後紀』 性空はたった四年しか霧島におらず、その後の背振山の方が非常に長く修行したとされているにも関わらず、 霧島信仰の中核に据えたのか。 『日本三代実録』に見られるように、 性空と霧島との関わりは果たして事実なのかは不明であるが、この頃、 官位を叙された「霧島岑神」 狭野神社ではないが、 が存在していた。さらに 同じ町内で高千穂峰の中腹にある霧

出されたの 明であるもの 島東神社境内 か、 0 0 もしくは天台宗の勢力に取り込むために、 山中から、 山中における何らかの修行者の存在を想定する事ができる。 ない等、 現時点では古代の状況は不明である。 工事中に九世紀後半から一○世紀前半に比定される土器が出土している事から、 霧島で修行したという伝承を持つ性空を利用したのか、 性空の存在は、それらの修行者の集合体として生み 宗教施設につい 神社境内の発掘 ては不

文暦元年の噴火により勅詔院への退転及び狭野への 回帰

等を行ってい

については現状、 文暦元年、 御鉢 伝承の域を出ない の噴火により、 狭野社は焼失したため、 ので考察できないが、 勅詔院に退転したというのが、 文暦元年の噴火については、 自然科学・考古学両面でも 狭野社の 由来での 共通事項である。これ 「霧島高原スコ

『延喜式』

では、

霧島には、

なぜ霧島

は性空を

リア」という名称のテフラで登場する。 なくとも神社 査に 「文暦元年の噴火により退転した」はあくまで神話伝承の一つ、とするべきであると考える。 おける放射性炭素分析により西暦一〇〇〇年代等複数の年代が出た事、 等の 由 来以外に登場しない事から、 自然科学の分野では、 「文暦元年 (の噴火)」というフレ 「霧島高原 スコリア=文暦元年」と確定的 「文暦元年 レーズは、 慎重に取り扱うべきと考えてい (の噴火)」というフレーズが、 に扱っているが、 町 内 \mathcal{O}

山 霧嶋之先住舜惠と申僧神躰并宝物共高原之内へ持遁候」と質問しているように、 惠が社人と共に、 \mathcal{O} ある事がわ の命によるものとしている。 状態と考えられる事か ったかもしれないが、 田 そして問題は 『城・志 かる。 和池城を攻め取る等の記述が中心で、 御神体を高原の麓に移転させた、 勅詔院から高原への回帰である。 『薩藩旧 5 勅詔院から分かれる、 記雑録 この しかし、 高原 前編二』における天文一二年頃の日向国を見ると、 前述『公私留帳簿 0) 移転が事実であると想定した場合、 クーデター 島津貴久が日向国に関与した記述はほとんど見られず、 とある。 『霧島山縁起続禄艸案』によると、 的な行為ではなかったか。 第一』に掲載されている寛文一二年の藩寺社奉行からの調査では、 『高原宗廟狭野権現来由』 神徳院が狭野から逃れてきたという朧気な伝承は 狭野社側の言い分とは著しく異なっている表現で では、 北郷忠相が伊東領の野之見谷城や北原氏 前住の快憲が逐電した後に住持となっ 天文一二 $\widehat{}$ 薩摩大隅の平定に手一杯 五四三 年、 島津 た舜 東

\equiv 宥淳法印と新納忠元との交流

掲載されて には、 石塔建立に際し、 これについては、 島 津 おり、 義 弘 0 朝鮮出 杉の 名 代の新 どの由来にも共通して記載されている、 袂に供 兵に際し、 納忠元と宥淳が歌を交わした、 養石塔がある事がわかる。 神徳院 住 持 の宥淳が祈祷の命を受け法華経一千部を三年間読誦 また、 というものである。 狭野社及び神徳院の中でもアイデンティティ的な内容である。 『新納忠 元勲功 この説話は、 記 には、 次のような記述がある。 三国 [名勝圖 加 | 會 久 藤 \mathcal{O} 巻之五十二 堂園 本杉に袂に 大まか

同四亥三月、 此 前 松 齢様 琴月様御帰朝 不被遊、 御 留守中 一御勝利之為御祈祷、 宥淳和尚と申 僧 法華千部奉真讀



称 \mathcal{O} がな

君ならて心もつけし鷲の

Щ

0

雲を御

法

の花

0

色と

は

付、

加

久藤

御

城下一本杉之本ニ本傳庵と申庵

を被召立、

文禄三

二年より]

同

五.

年迄

此

此月為御

願成就

成

就仕

候處、

右通古今無比類被為得御勝利御帰朝被遊候付、

塚

御建立有之、

御名代忠

元相

勤、

為法

(楽為詠

和

歌に御

座

候

はるかなる鷲の

高ねの雲ならん御法の

庭の花のけしきハ

返

歌

かは不明であるが、 これを見ると、 事から、 狭野社 宥淳個 『新納忠』 $\overline{\mathcal{O}}$ 人の知名度による祈祷依頼と考えられる。 由 来と大差ない 元勲功 記 事が を読む限りにおいては、 わ カコ る。 どの ような経緯で宥淳 神徳院の」という名 が 選ば れ

四 憲純法印による神徳院復興

て様々な法会に参加する一 いたところ、 『霧島山紀 [縁起続] 藩主島津光久の目にとまり、 禄艸 案 方、 によると、 狭野原に溝を掘り新田を開く等の事業も展開した。 小 林郷 寛文八 0 野辺 (一六六八) 年、 氏の出身で、 第 江戸 一六代宥憲の弟子となって慈圓坊と名乗り、 (C おいて神徳院住持を命じられた。 宝永八年 (一七一一) に隠居 以後、 東 叡· 神徳院住持とし 死去。 Щ で修行 して

仏閣 させた、 霧島 由 緒 というものである。 Щ \mathcal{O} [縁起続] 調 査が来た際、 禄 小艸案』 東光坊 に 続い は、 憲純が て盛長の事を の僧侶盛 住持就 長が 任後にあっ 社司 他領に潜 \mathcal{O} 押 た奇妙な出来事 行して密事を達し」とかなり辛辣に記すなど、 領司氏と密約を交わ が記され っている。 門前の者を社人として両所権現 延宝六年 六七八)、 神徳院にとっては好まし 0 公儀 祝 詞 神 ょ -楽等を ŋ 神 社

いため、 くない 立したように取れる。 末寺的位置にあった東光坊が、押領司氏等と密約を交わし、新たに社人を設えて両所権現の祭典を行った、となり、 からは頻りに和睦を勧められたようである。ここで登場する「東光坊」は、錫杖院の別称、 の鎮守大明神社の正祝であったが、その後、 事件が勃発したようである。 真実はどのような内容であったのかは不明である。 事件のあらまししか記載されておらず、 憲純も「謀計に対し公所に訴え」ようとしたものの、当時の高原郷地 東御在所両所権現社の社司として廃寺まで務めている。 その結末も記載されていない事、これに関する錫杖院側の史料がな 「押領司氏」 文面通りに読むと、 は、 頭の Щ 寛永年間は高原郷麓 田 弥九郎 神徳院から独 神徳院 (有祐) 0

以上、狭野社及び神徳院の概略について述べた。



狭野神社参道(狭野の杉並木)



狭野神社拝殿



神徳院仁王像



神徳院住持の墓地



神徳院跡地



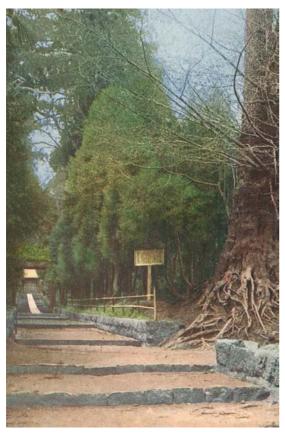
狭野神社参道(狭野の杉並木)



狭野神社社殿



狭野神社社務所



神苑の一部

狭野神社参道(狭野の杉並木)

第四図 絵葉書に見る狭野神社(大正~昭和初期か)